

浄化槽の法定検査が変わります!

問 公益社団法人 長野県浄化槽協会 ☎026-234-7637

浄化槽法第11条に基づく定期検査を平成30年4月から一新します。

- 浄化槽法では、生活環境の保全や公衆衛生の向上のため、浄化槽をお使いの皆様には保守点検、清掃のほか年1回の法定検査（浄化槽法第11条検査）を義務付けています。
- 浄化槽法第11条検査項目に新たに生物化学的酸素要求量（BOD）の検査を加え、より効率的で充実した内容としました。
- BODは、水の汚れを示す重要な指標です。BODを検査することにより、皆様が排出する生活排水の汚れや浄化槽の調子（故障等）を知ることができ、修理等早急な対応が可能になります。
- BOD検査導入により検査の効率化（検査項目を一部省略し、検査時間を短縮）が図られます。（公社）長野県浄化槽協会では、浄化槽をお使いの全てのご家庭で年1回の法定検査を実施します。
- 今後とも法定検査の適正な実施にご協力ください。

（参考）

浄化槽法第11条第1項

浄化槽管理者は、環境省令で定めるところにより、毎年1回、指定検査機関※の行う水質に関する検査を受けなければならない。

※長野県では、指定検査機関に（公社）長野県浄化槽協会を指定しています。



日本赤十字社

～日本赤十字社富士見町分区、富士見町赤十字奉仕団より～

NHK海外たすけあい募金へ ご協力ありがとうございました



富士見町赤十字奉仕団では、平成29年12月17日(日)にAコープ 富士見店、西友 富士見店において、「NHK海外たすけあい」キャンペーンの街頭募金活動を行いました。

当日は青少年赤十字加盟校である、富士見中学校の生徒とともに街頭募金活動を行い、多くの方々のご支援をいただきました。皆様の温かいご支援・ご協力に心よりお礼申し上げます。お寄せいただきました救援金は、世界各地の紛争や自然災害で苦しむ人々を救う活動に役立てられます。



NHK海外たすけあい	救援金合計	89,312円
	〔街頭募金	82,941円〕
	〔役場募金箱	6,371円〕

(平成29年12月1日～25日)



問 住民福祉課 社会福祉係 ☎62-9144

～富士見町赤十字奉仕団 主催～

第3回 救急法勉強会に参加してみませんか?

災害や事故があったとき、どのように手当したらよいのだろう・・・ その場に居合わせたら自分に何が出来るのだろう・・・ いつ起こるかわからない事故や急病などに備え、救命や応急手当の方法を学んでみませんか。どなたでも参加可能ですので、お気軽にお申込みください。

- 日 時 2月21日(水) 午後7時～午後9時頃
- 場 所 保健センター（富士見町役場のとなりになります）
- 内 容 救命（心肺蘇生法、AEDの使い方）、三角巾を使用したけがの応急手当 等
- 申し込み 2月19日(月)までに社会福祉係へお申込みください